

富良野市共創推進事業審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 富良野市共創推進事業助成金交付要綱（以下「助成金」という。）に定めるところにより提案された事業を審査するために、富良野市共創推進事業審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審査会は、別表第1に定める申請要件及び別表2に定める評価基準に基づき、提案された事業が富良野市共創推進事業として助成金を交付するに相当であるかどうかを書類審査及び必要に応じて内容聴取等によって審査し、その結果を市長に報告する。

(構成)

第3条 審査会は次に掲げるもので組織する。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 市民生活部長
- (5) 保健福祉部長
- (6) 経済部長
- (7) 建設水道部長
- (8) 教育部長
- (9) スマートシティ戦略室長
- (10) ぶどう果樹研究所所長
- (11) 財政課長
- (12) 前各号に定める者のほか、市長が特に認めるもの

(委員長及び副委員長)

第4条 審査会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副市長を、副委員長は、総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、委員長が招集し、委員長がその会議を主宰する。

- 2 委員長は、必要に応じて構成員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(審査委員の除斥)

第6条 審査対象となる事業を所管する審査委員は、審査会の審議に加わることができない。

(庶務)

第7条 審査会議の庶務は、富良野市総務部企画振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年11月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

1 申請要件

審査項目	評価	採択要件
1 地域・行政課題の解決に資する事業	○・×	提案書に記載された内容が外形的な要件を満たしているか
2 共創促進事業に資する事業	○・×	「○」…採択基準を満たしている 「×」…採択基準を満たしていない

別表第2（第2条関係）

2 評価基準

審査項目	評価					評価のポイント
	高評価	評価	普通	やや不十分	不十分	
1 課題の設定等	15	12	9	6	3	①地域・行政課題の設定が、公益的かつ定量的分析により明らかにされているか ②交付対象事業が課題解決に向けて寄与し、目指す方向性に資する可能性が認められるか
2 事業の概要等	15	12	9	6	3	①独自性、先駆性等の工夫や新しいアイデアがあるか ②事業の具体性や実効性はあるか
3 KPI 設定の適切性	15	12	9	6	3	①客観的な成果を表す指標であり、事業との直接性のある効果のある指標となっているか
4 事業実施主体等	15	12	9	6	3	①事業者自らが事業を遂行し、適切な経理・書類管理等が行えるか
5 共創要素	15	12	9	6	3	①富良野市共創まちづくり指針に基づく共創要素が取り入れてあるか。

次の（１）及び（２）の条件を満たすことを必須とし、総合的な評価が相対的に高いものを採択する。

- （１） 1 申請要件の項目に「×」がないこと。
- （２） 2 評価基準の各項目の評価が「6」以上であること。